

留 意 事 項

添付書類は表記のとおりとする。但し、印鑑証明書、土地登記簿謄本を除き原本の写しで処理することができる。

尚、土地沿革調書及び法務局備付地図(公図)並びに地積測量図(写)は、調査した法務局名及び年月日を記入し調査者が署名・捺印したものに限る。

1. 申請者の住所及び氏名が土地登記簿謄本の記載事項と同一の場合

- (1) 申請者が個人の場合は印鑑証明書、法人の場合は代表者の代表者事項証明書及び印鑑証明書を添付すること。
- (2) 申請地の土地登記簿謄本及び対側地並びに隣接の土地調書。但し、申請地が数回にわたって分(合)筆されている土地で土地登記簿謄本で確認が困難な場合は、土地沿革調書を提出すること。
- (3) 申請地及び周辺の地番を表示した法務局備付地図を提出すること。但し、土地登記簿謄本に分筆されている土地で法務局備付地図が手入れされていないときは、地籍測量図写しを提出すること。
- (4) 申請地の現況実測平面図(縮尺 1/250以上)並びに横断面図(縮尺 1/100以上)各1部とし、図面は測量者の氏名並びに資格登録番号を記入捺印したものとする。

2. 申請者の住所及び氏名が土地登記簿謄本の記載事項と異なる場合、上記1の添付書類以外に次の書類を添付すること。

(1) 戸籍謄本等

土地登記簿謄本に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転手続きがなされていないときは、相続人が判明できる戸籍謄本、相続人関係説明図及び遺産分割協議書並びに相続人全員の印鑑証明書とする。

(2) 住民票等

土地登記簿謄本記載の土地所有者が現住所と異なるときは、住所沿革が判明できる資料(住民票・戸籍の附票・商業登記簿謄本・住居表示実施証明)とする。